

## 事業制度概要

整理番号 7-

事業名	技術革新波及対策事業のうち 産地提案 (継続)		
事業概要	流通構造の変革等により、旧来の農業技術や生産システムでは対応が難しくなってきたおり、新たな技術やシステムを構築し、未来の農業を先導していくことが求められている。このため、技術革新波及として国提案型の推進と併せ、地域で育まれている最先端の技術や新たな農業生産システムの導入等の地域提案による革新的な事業を推進し、全国的、広域的な普及を目指す。		
事業メニュー	事業推進事業 整備事業 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 ウ 耕種作物共同利用施設整備 エ 畜産物共同利用施設整備 オ 共同利用機械整備 カ その他必要な施設又は機械の整備		
主な採択要件	(1)受益農家が原則として3戸以上であること。 (2)事業実施による成果目標を定めていること。 (3)生産局長等が別に定める要件及び基準等を満たしていること。 (4)当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 (5)整備事業を実施する場合にあっては、原則として、事業内容欄の推進事業を一体的に実施すること。		
事業主体	1 農業協同組合連合会 2 農業協同組合 3 公社 4 土地改良区 5 農事組合法人 6 " 以外の農業生産法人	7 特定農業団体 8 その他農業者の組織する団体 他	
補助率	1 / 2 他	事業実施期間	平成19年度～
21年度予算額	520百万円		
地区当たり単価 (予算上の標準単価)	ソフト 8,576千円 ハード 247,064千円		
担当部署	本省 農林水産省生産局総務課生産推進室 地方局 地方農政局農産振興課地域指導官 北海道 北海道農政事務所 沖縄県 沖縄総合事務局農畜産振興課		
その他特記事項 (事業セールスポイント等)	地域からの提案として、革新的な技術による産地づくりを事業構想として描いているような事業主体や地域において活用が考えられる。		

事業内容	備考
<p>(ソフト)</p> <p>ア 協議会の開催等の事業推進体制の整備</p> <p>イ 産地提案にかかる技術の普及推進のための調査</p> <p>ウ その他事業の目的を達成するための必要な取組</p> <p>(ハード)</p> <p>ア 耕種作物小規模土地基盤整備</p> <p>(ア)ほ場整備</p> <p>(イ)圃地改良</p> <p>(ウ)農道整備</p> <p>(エ)優良品種系統等への改植・高接</p> <p>(オ)暗きょ施工</p> <p>(カ)土壌土層改良</p> <p>イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</p> <p>(ア)飼料作物作付条件整備</p> <p>(イ)放牧利用条件整備</p> <p>(ウ)水田飼料作物作付条件整備</p> <p>ウ 耕種作物共同利用施設整備</p> <p>(ア)共同育苗施設</p> <p>(イ)乾燥調製施設</p> <p>(ウ)穀類乾燥調製貯蔵施設</p> <p>(エ)農産物処理加工施設</p> <p>(オ)集出荷貯蔵施設</p> <p>(カ)産地管理施設</p> <p>(キ)用土等供給施設</p> <p>(ク)農作物被害防止施設</p> <p>(ケ)農業廃棄物処理施設</p> <p>(コ)生産技術高度化施設</p> <p>(サ)種子種苗生産関連施設</p> <p>(シ)有機物処理・利用施設</p> <p>エ 畜産物共同利用施設整備</p> <p>(ア)畜産物処理加工施設</p> <p>(イ)家畜市場</p> <p>(ウ)家畜飼養管理施設</p> <p>(エ)飼料作物関連施設</p> <p>(オ)飼料化施設</p> <p>(カ)搾乳関連排水処理施設</p> <p>オ 共同利用機械整備</p> <p>カ その他必要な施設又は機械の整備</p>	<p>産地提案型で取り組む事業内容は、国提案にかかるもののほか、関係者からの提案により、最先端の技術や新たな農業生産システムの導入等全国的・広域的なモデルとなる革新的な取組を推進するものとする。</p>